

東日本大震災に係る災害援護資金の貸付について

○ 制度の概要

1 根拠法令

「災害弔慰金の支給等に関する法律」

2 趣旨

東日本大震災により、世帯主が負傷を負い、又は住居、家財等に相当程度の被害を受けた世帯の世帯主に対し、その生活の立て直しに資するための資金として市町村が貸付を行うもの。

3 実施主体

市町村（条例の定めるところにより実施する。）

4 貸付対象者

以下の（１）から（３）までの事由に該当する被害を受けた世帯の世帯主（被災前の世帯主が当該災害により死亡した場合には、新たな世帯主が対象者）

（１） 世帯主の療養に要する期間が概ね1月以上の負傷がある場合

（２） 住居の被害が半壊（大規模半壊）、全壊の場合又は住居が滅失（流失）した場合

（３） 家財の被害で、被害額が合計価格の概ね1/3以上である場合

5 貸付限度額

被害の種類や程度により、150万～350万円

① 世帯主の1か月以上の負傷 ② 家財の1/3以上の損害 ③ 住居の半壊 ④ 住居の全壊 ⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失	150万円 150万円 170万円(250) 250万円(350) 350万円	<pre> graph LR A[150万円] --- B[] C[150万円] --- B B --- D[250万円] E[170万円(250)] --- D F[250万円(350)] --- D D --- G[270万円(350)] H[350万円] --- G G --- I[350万円] </pre>
---	---	---

（注）被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は（ ）内の額となります。

6 所得制限

世帯の所得の合計が一定額未満でなければならない。（世帯の人員により区分）

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円	

7 保証人

原則として、保証人が必要

8 利率

無利子（連帯保証人なしの場合、年1.5%）

9 据置期間

6年（住居が全壊した等により市町村長が特に必要と認めた場合、8年）

10 償還期間

13年（内 据置期間6年）

11 償還方法

年賦又は半年賦

12 貸付原資負担割合

国 2/3 都道府県 1/3

○ 貸付の流れ

- 1 市町村が、災害弔慰金の支給等に関する条例、同施行規則に基づき被災者に貸付
(東日本大震災に係る貸付申請期限は、平成31年3月31日まで。)



- 2 市町村は、県災害援護資金貸付要綱に基づき、県に対して貸付金の申請
(毎年度11月10日までに県に申請書を提出する。その後、貸付内容に変更がある場合は、
1月10日までに変更申請書を提出する。)



- 3 県が、市町村に対して貸付(市町村が被災者に貸し付けた額)

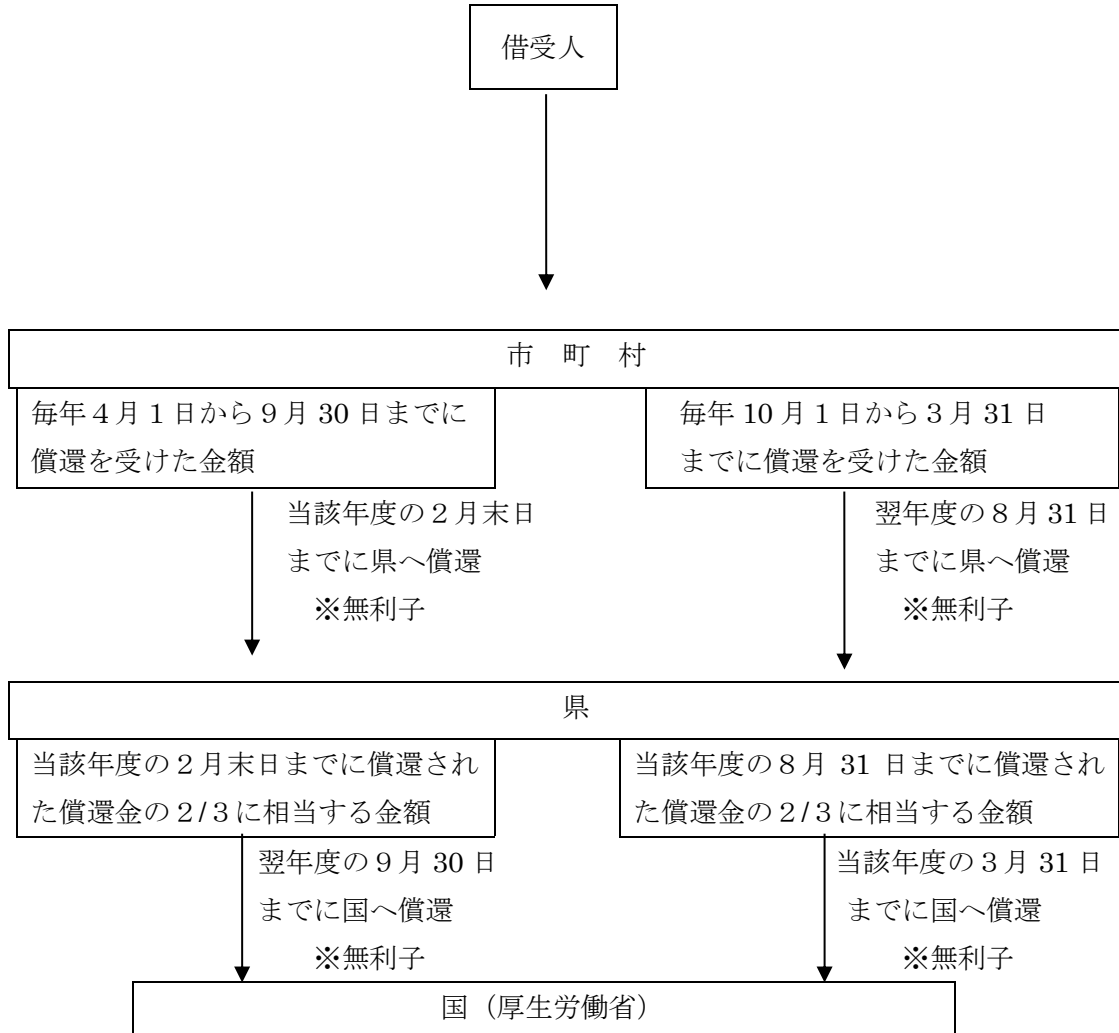


- 4 県は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、国(厚生労働省)に対して貸付金
の申請
(毎年度12月10日までに国に申請書を提出する。その後、貸付内容に変更がある場合は、
2月10日までに変更申請書を提出する。)



- 5 国は、県に対して貸付(県が市町村に貸し付けた額の2/3の額)

○ 償還の流れ



※ 県貸付金の貸付を受けた市町村は、償還が始まる年度から完了するまで、毎年度の償還状況報告書(様式第4号)正副2部を翌年度5月末日までに提出しなければならない。〔県要綱10条〕